

事 務 連 絡
平成26年 3 月 27 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の改組に伴う保険医療機関の指定等の取扱いについて

平成26年 4 月 1 日より、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が改組されて独立行政法人地域医療機能推進機構が発足することに伴い、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院に関する健康保険法及び関連告示等における保険医療機関の指定等の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知方よろしくお願いいたします。
なお、本件については、関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 保険医療機関の指定については従前の指定を引き継ぐものとし、必要に応じ開設者変更の届出及び名称変更の届出等をもって対応すること。
2. 施設基準等の届出については、従前の届出を引き継ぐものとする。
3. 保険医療機関コードについては、変更を要しないこと。

地域医療機能推進機構(JCHO)に改組される病院

(病院名は平成26年4月に新名称に変更予定)

上段：(現病院名)
下段：新病院名 ※

※正式名称には新病院名の前に
「独立行政法人地域医療機能推進機構」が付く

